

倫理問題調査委員会規程

2025 年 1 月 26 日制定

第 1 条（目的）

本「倫理問題調査委員会」（以下、「委員会」と称する）は「日本語学会倫理綱領」にもとづき、調査の必要性が判断された場合に、当該事案の調査を行うために設置されるものである。

第 2 条（職務）

委員会は、当該事案についての調査を実施し、その結果を倫理委員会に報告する。

第 3 条（委員会の構成）

委員会は、委員長 1 名および委員若干名で構成する。倫理委員会が、倫理問題調査委員会を立ち上げるべき事案と判断した場合に、公平・公正な調査の実施に適する委員長 1 名および委員若干名を選出する。委員の任期は、当該事態が解決したと倫理委員会が判断するまでとする。

第 4 条（守秘義務）

委員は、委員会職務の遂行において知り得た情報に関し、守秘義務を負う。

（付則）

この規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する。